IASB[®] Update



From the International Accounting Standards Board

IASB Update 2018年2月

IASB Update は、国際会計基準審議会(審議会)の予備的決定を示している。IFRS®基準、修正及びIFRIC®解釈指針に関する審議会の最終的な決定は、IFRS 財団及びIFRS 解釈指針委員会「デュー・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

審議会は 2018 年 2 月 20 日 (火) と 22 日 (木) に英国ロンドンの IFRS 財団の事務所で公開の会議を開催した。

トピックは、議論した順に、以下のとおりであった。

- 開示に関する取組み:開示原則
- 基本財務諸表
- 動的リスク管理
- 共通支配下の企業結合
- リサーチ・プログラム
- 保険契約
- ディスカッション・ペーパーと公開草案
- 料金規制対象活動

関連情報

今後の IASB 会議 :

2018 年 3 月 19-23 日 2018 年 4 月 23-27 日 2018 年 5 月 21-25 日

IASB Update ニュース レターのアーカイブ

過去の IASB Update は **こちら**

要約のポッドキャスト

過去の IASB ボード会議 の要約のオーディオ(ポ ッドキャスト)は**こちら**

開示に関する取組み:開示原則 (アジェンダ・ペーパー11)

2018年2月20日に、審議会はディスカッション・ペーパー「開示に関する取組み:開示原則」に対して寄せられたコメントについて議論した。

何も決定事項はなかった。

今後のステップ

3月のボード会議で、審議会は本プロジェクトの次のステップに関して決定を行う。

基本財務諸表(アジェンダ・ペーパー21)

審議会は2018年2月20日に会合し、下記について議論した。

- a. 経営者業績指標に関する提案の明確化
- b. キャッシュ・フロー計算書において、関連会社及び共同支配企業のうち「不可分な」ものと「不可分でない」ものの投資キャッシュ・フローを区分して表示することを要求すべきかどうか

経営者業績指標に関する提案の明確化(アジェンダ・ペーパー21A)

審議会は、経営者業績指標に関する提案について、2018 年 1 月のボード会議からの議論を継続した。この会議で、審議会はスタッフに、今後の会議のために経営者業績指標に対する単純化したアプローチを開発するよう依頼した。何も決定事項はなかった。

経営者が定義した調整後の1株当たり利益(EPS) (アジェンダ・ペーパー21B)

審議会は、このペーパーについて、経営者業績指標についての単純化したアプローチの議論を待つことにし、議論しなかった。

「不可分な」関連会社及び共同支配企業のキャッシュ・フロー及び「不可分でない」関連会社及び共同 支配企業のキャッシュ・フローの表示(アジェンダ・ペーパー21C)

審議会は、下記の提案をすることを暫定的に決定した。

- a. (i) 企業とその「不可分な」関連会社及び共同支配企業との間で生じるキャッシュ・フローと(ii) 企業とその「不可分でない」関連会社及び共同支配企業との間で生じるキャッシュ・フローとを 区分して表示すること。「不可分な」関連会社及び共同支配企業と「不可分でない」関連会社及 び共同支配企業との区別は、キャッシュ・フロー計算書についても財務業績の計算書と同じとする。11 名の審議会メンバーがこの決定に賛成し、2 名が反対した。1 名は欠席であった。
- b. 「不可分な」関連会社及び共同支配企業と「不可分でない」関連会社及び共同支配企業の投資キャッシュ・フローを区分して表示することは、キャッシュ・フロー計算書の「投資活動」区分に含めるべきである。10名の審議会メンバーがこの決定に賛成し、3名が反対した。1名は欠席であった。

今後のステップ

審議会は、今後の会議で、経営者業績指標及び本プロジェクトの範囲に含まれる他のトピックについての議論を継続する。

動的リスク管理(アジェンダ・ペーパー4)

審議会は 2018 年 2 月 22 日に会合し、動的リスク管理の会計モデルの中心的領域である資産プロファイルについて議論した。

審議会はこれまでの議論の要約(アジェンダ・ペーパー4A、情報目的のためだけに提供された)の提示も受けた。何も決定事項はなかった。

資産プロファイル (アジェンダ・ペーパー4B)

審議会は、動的リスク管理モデルの中での資産プロファイルの役割について議論した。特に、審議会は、資産プロファイルへの適格要件の適用について、資産プロファイルの中の項目の指定及び文書化の要求事項とともに議論した。審議会は、スタッフが次のようなモデルの開発を継続すべきであると決定した。

- a. 資産プロファイルの中の項目の適格要件を設定する。
- b. ポートフォリオ・ベースでの指定を考慮に入れる。
- c. 特定の条件が満たされることを条件に、ポートフォリオの一定割合の指定を考慮に入れる。
- d. 任意の指定解除を禁止する。
- e. 特定の事象が生じた場合に指定解除を要求する。
- f. 正式な文書化を要求する。

一部の審議会メンバーは、一部の適格要件が制限的であることについて意見留保を示し、スタッフは 外部からのフィードバックを求める必要があることを認めた。 指定解除に関して、一部の審議会メンバーは、財務業績の計算書で認識される金額について指定解除事象から生じる影響を評価するようスタッフに指示した。また、審議会は、上記の適格要件との整合性を確保するために追加的な指定解除事象を検討するようスタッフに要請した。

今後のステップ

今後の会議で、審議会は、モデルにおいて記述される目標プロファイルについて議論する。

共通支配下の企業結合(アジェンダ・ペーパー23)

審議会は 2018 年 2 月 22 日に会合し、共通支配下の企業結合のリサーチ・プロジェクトについて議論した。

審議会は、IFRS 第 3 号「企業結合」で示されている取得法を、本プロジェクトの範囲に含まれる取引の分析における出発点として使用することを決定した。この出発点を使用することは、審議会が取得法を本プロジェクトの範囲に含まれる取引の全部、又は多くに適用することを最終的に提案するのかどうかを決定するものではない。

14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

今後のステップ

審議会は、本プロジェクトの範囲に含まれる取引の会計処理方法についての議論を今後の会議で継続する予定である。

リサーチ・プロジェクト (アジェンダ・ペーパー8)

審議会は 2018 年 2 月 22 日に会合し、2017 年 9 月会議以降のリサーチ・プログラムに関するアップ デートを受けた。(審議会の作業計画(リサーチ・プログラムを含む)に関する情報は、 \underline{cc} で入手で きる。)

議論の間に、審議会はリサーチ・パイプラインを見直した。パイプラインにあるプロジェクトは作業計画には入っていない。しかし、次回のアジェンダ協議(2021年に予定)の前に、審議会は各プロジェクトについて必要なリサーチの大部分を完了する見込みである(ただし、必ずしも全部を完了するわけではない)。審議会は、今後数か月の間にスタッフは次のことを目指すべきであると決定した。

- a. 変動対価及び条件付対価に関する作業を行い、このリサーチ・プロジェクトをどのくらい幅広く すべきかを評価する。
- b. 審議会が「概念フレームワーク」を公表した後すみやかに、引当金に関しての残りのリサーチを 完了する。
- c. 採掘活動に関する作業を開始する。これは、2010年のディスカッション・ペーパー「採掘活動」に寄与したスタッフを出した各国基準設定主体に、それ以降の進展を審議会に知らせるよう求めることによって行う。
- d. 資産リターンに依存する年金給付に関するリサーチを開始する。
- e. 子会社である SMEs に関するリサーチを開始する。スタッフは、このリサーチを IFRS for SMEs®基準の次回の包括的なレビューとどのように相互関連させるべきかを検討する。

14 名の審議会メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成し、3 名が反対した。

リサーチ・パイプラインの中の他のプロジェクトは、持分法、排出物価格決定メカニズム、高インフレ: IAS 第 29 号の範囲である。審議会はそれらのプロジェクトを 2019 年又は 2020 年前半に、次の適用後レビューとともに開始することを目指している。(a) IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11

号「共同支配の取決め」及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」、並びに(b) IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業 | 。

今後のステップ

審議会は、リサーチ・プログラムに関しての次回のアップデートを約3~4か月後に受ける予定である。

保険契約 (アジェンダ・ペーパー2)

審議会は2018年2月22日に会合し、下記についてのアップデートを受けた。

- a. IFRS 第 17 号「保険契約」に関する移行リソース・グループ (TRG) の第 1 回会議 (2018 年 2 月 6 日に開催)
- b. 2017 年 5 月中旬から 2018 年 1 月末に IFRS 第 17 号について投資家及びアナリストと行った IFRS 第 17 号に関する教育活動

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会は、5月2日に開催予定の第2回 TRG 会議についてのアップデートを受ける予定である。

ディスカッション・ペーパーと公開草案(アジェンダ・ペーパー28)

審議会は 2018 年 2 月 22 日に会合し、ディスカッション・ペーパーと公開草案についての背景を検討したペーパーについて議論した。この議論は、基本財務諸表、のれんと減損、料金規制対象活動の各プロジェクトについてディスカッション・ペーパーと公開草案のいずれを公表すべきかについての審議会の将来の決定に情報を与えるものとなる。何も決定事項はなかった。

今後のステップ

審議会は、各プロジェクトを開発するにつれて、どちらの文書を公表すべきかを決定していく。

料金規制対象活動(アジェンダ・ペーパー9)

審議会は 2018 年 2 月 22 日に会合し、「定義された料金規制」の対象となる活動について開発中の考え得る会計モデルについて議論した。特に、審議会は下記について議論した。

- a. モデルが、議論の対象となっている種類の規制上の合意により生じる追加的な権利及び義務に焦点を当てること。追加的な権利及び義務とは、企業が規制サービスの要求を、当該サービス要求が規制料金を通じて顧客に課せられる期間とは異なる期間に履行する場合に生じる権利及び義務である。
- b. どのような会計単位が、規制上の合意から生じる追加的な権利及び義務に関しての最も有用な情報を財務諸表利用者に提供するのか。
- c. 追加的な権利及び義務が、公表予定の改訂後の「財務報告に関する概念フレームワーク」(「概念フレームワーク」) における資産及び負債の定義を満たすかどうか。

審議会は、次のことを暫定的に決定した。

a. 会計モデルは、会計単位として、規制上の合意から生じる追加的な権利及び義務を創出する個々の時点差異を用いる。

- b. 現在の規制上の権利 (過去の事象の結果として、ある金額だけ増額された料金を請求する権利) は、「概念フレームワーク」における資産の定義を満たす。14名の審議会メンバー全員がこの 決定に賛成した。
- c. 現在の規制上の義務(過去の事象の結果として、ある金額だけ減額された料金で財又はサービスを提供する義務)は、「概念フレームワーク」における負債の定義を満たす。14名の審議会メンバー全員がこの決定に替成した。

今後のステップ

審議会は、本プロジェクトの次の協議文書として公開草案又はディスカッション・ペーパーのいずれ を公表すべきかを決定する前に、モデルの範囲及び認識の要求事項に関する提案について議論する。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、 IFRS 財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。

> Copyright © IFRS Foundation コピーライト © IFRS 財団 ISSN 1474-2675